

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年からA県B市所在の宗教法人C（以下「C」という。）の役僧を務めていた。

請求人によると、C住職D（以下「住職」という。）の長男で住職後継者であるE（以下「住職後継者」という。）の結婚式を1週間後に控え、請求人は、平成〇年〇月〇日午前には花嫁の「道具運び」の行事に参加し、昼頃からは、その慰労会で檀家総代等の接待をしていたところ、午後3時30分頃、C本堂の階段の下で頭部を負傷（以下「本件負傷」という。）し倒れているところを発見されたが、その時の記憶は全くないとしている。

請求人は、同日、F病院に救急搬送され、「外傷性くも膜下出血」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 請求人の労働者性について

当審査会としては、宗教法人において「宗教上の儀式、布教等に従事する者」であっても、一般の労働者と同様の勤務に服し賃金を受けている場合には、その実情に即して労災保険法上の労働者に該当するか否かを判断すべきであると考えらる。

請求人とCの間には上下関係及び報酬の支払いが認められるものの、請求人は、要旨、「休みは比較的用事の少ない水曜日と自分で決めて休んでいた。無断で休んでも住職からは何も言われなかった。」と申述しており、時間的に拘束されていたとは言い難く、また、その報酬については、欠勤や残業による増減はなかったとされており、労務対償性もあいまいであったと言わざるを得ない。一方、住職は、年間を通じてCで預かった布施はそのまま全額を請求人に渡していたと申述しており、請求人も当該報酬を事業主として納税申告していた旨申述している。以上の事情を鑑みると、請求人が雇用された労働者として事業主の指揮命令下で勤務に服し、その対価として賃金を受けていたとまでは認められず、請求人が明らかに労災保険法上の労働者に該当するとは判断できない。

#### (2) 請求人の業務遂行性について

請求代理人は、請求人は住職又は坊守の黙示の指示により慰労会の後片付け

をしているときに本件負傷をしたと主張する。

この点、実際に住職又は坊守の指示があったか否かは一件記録からは確認できず、どのような状況において本件負傷をしたのかも全く不明であり、仮に請求人に労働者性があったとの主張を認め、かつ、そのような指示があったとして検討しても、請求人が慰労会において相当量の飲酒をしていたことは、請求人に係る救急活動状況などから明らかであり、そのような状態において何らかの任務を遂行していた事実があったとしても、もはや労働に従事していたとは言い難く、業務遂行中の災害であったとは判断できないものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。